

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 8 月まで

私は、昭和 55 年 9 月から A 社に勤務していたが、同社は厚生年金保険に加入していなかったため、自分で B 町役場（現在は、C 市 D 支所）に行き、国民年金保険料を納付した。同社が 57 年 9 月に、厚生年金保険の適用事業所となったため、私についても厚生年金保険の加入が必要と言われたので、B 町役場に年金手帳を持参し、国民年金の喪失手続を行った。その際に、役場の担当者からは、「未納は無い。」と言われた。保険料はきちんと納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 9 月から勤務していた A 社が、57 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となるまでは、自分で B 町役場に行き、国民年金保険料を納付しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった際に、同町役場に年金手帳を持参し、国民年金の喪失手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 55 年 10 月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録によると、同年 9 月に強制加入被保険者資格を取得し 57 年 9 月に同資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、昭和 55 年 9 月から申立期間直前の 57 年 3 月までの保険料は納付済みとなっている上、申立人が 5 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から同年12月まで

私は、会社退職後の昭和48年8月頃、A村役場（現在は、B市役所C支所）で国民年金の加入手続を行った。その際に国民年金手帳をもらい、同役場窓口で同年8月から同年12月までの保険料をまとめて納付し、国民年金手帳に納入済期間を記載してもらい、担当者の印も押してもらった記憶がある。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社退職後の昭和48年8月頃、A村役場で国民年金の加入手続を行った。その際に国民年金手帳をもらい、同役場窓口で同年8月から同年12月までの保険料をまとめて納付し、国民年金手帳に納入済期間を記載してもらい、担当者の印も押してもらった。」と申述しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は、48年8月22日となっている上、当該手帳の「昭和48年度国民年金印紙検認記録」欄には、「48/8～48/12月分迄 A村で納入済」と記載されており、不鮮明ではあるが、担当者のもと思われる押印も確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は現年度納付が可能な期間である上、申立人が5か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民

年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 48 年 12 月は、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日

A社において、平成17年12月に支給された賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書及びA社が加入するB健康保険組合が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、12万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和42年4月21日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月21日から同年5月1日まで
申立期間にA社C工場から同社B工場に転勤したものの継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年4月21日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和42年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月31日から同年6月1日まで
昭和36年2月1日からA社に勤務し、38年6月1日付けで、グループ会社であるC社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年6月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された資格喪失日が昭和38年5月31日であることを確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知

を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を85万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚が所持する賞与明細書及び事業主から提出のあった賃金台帳により、当該同僚が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により85万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を60万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚が所持する賞与明細書及び事業主から提出のあった賃金台帳により、当該同僚が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により60万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を102万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚が所持する賞与明細書及び事業主から提出のあった賃金台帳により、当該同僚が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により102万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を58万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚が所持する賞与明細書及び事業主から提出のあった賃金台帳により、当該同僚が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により58万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8323

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を99万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚が所持する賞与明細書及び事業主から提出のあった賃金台帳により、当該同僚が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により99万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8324

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年2月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

申立期間については、引き続きA社からC事業所へ出向しており、継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社E部から提出された申立人に係る従業員名簿の写し、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和62年2月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年12月のオンライン記録から、32万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が提出した申立人に係るF健康保険組合の「健康保険被保険者台帳」の資格喪失日が申立人の資格喪失日と同日の昭和62年1月31日であることを確認でき、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月、同年2月及び同年4月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月及び同年2月
② 平成15年4月から16年3月まで

申立期間当時、市役所か社会保険事務所（当時）の年金記録課の女性から、未納期間があるので国民年金保険料を納付するようと言われ保険料を納付した。当時、夫と子供の保険料を私の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納と記録されているとのことであるが、この記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫と子供の国民年金保険料を私の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、私だけ未納となっているのはおかしい。」と申述しているところ、オンライン記録によると、申立人は平成15年*月*日に60歳に到達していることから、この時点で強制加入被保険者資格を喪失し、申立期間①直後の同年3月5日に任意加入被保険者として加入手続を行い、同年3月分の保険料を同年5月1日に納付していることが確認できる。

申立期間①については、任意加入被保険者として加入手続を行う前の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②については、申立人が平成15年*月*日の60歳到達時点で国民年金保険料納付済月数と厚生年金保険被保険者月数の合計月数が479月であることが確認できるところ、国民年金の満額受給となる480月には保険料納付月数が1か月不足していたことから、上記のとおり、同年3月5日に任意加入手続を行い、1か月分の保険料を納付したものと推

認められ、保険料の納付は必要のない期間である上、オンライン記録では、申立人は同年4月1日に国民年金任意加入被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間②は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時、その夫と子の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付していたと申述しているところ、申立人については、上記のとおり、制度上、保険料を納付できない期間である上、当該期間の保険料が還付された形跡も見られない。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立事案の口頭意見陳述においても、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの期間、62年4月から平成元年8月までの期間及び6年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年4月から61年3月まで
② 昭和62年4月から平成元年8月まで
③ 平成6年7月から同年10月まで

私は、31歳の時に国民年金制度のことを知り、将来のことを考えて国民年金に加入した。納付書が送付されると近くの金融機関で私が欠かさず国民年金保険料を納付していた。また、仮に納付を忘れたとしても督促状が来るはずなので、それを無視して納付しなかったとは考えられない。申立期間の保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、納付書が送付されると金融機関で欠かさず国民年金保険料を納付していたとし、仮に納付を忘れたとしても督促状が来るはずなので、それを無視して納付しなかったとは考えられないと申述しているところ、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶が無く、当該期間の納付状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（群馬）国民年金 事案 5377

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年11月まで
私が20歳になった昭和37年*月頃、母が私の国民年金の加入手続きを行い、母が私の国民年金保険料を近所の納税組合の集金人に納付していた。
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和37年*月頃、その母が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金保険料を近所の納税組合の集金人に納付していたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和41年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち37年10月から38年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、39年1月から40年11月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である上、納税組合の集金人に過年度分の保険料を納付することは制度上できなかつたと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から51年3月まで

私は、20歳になった昭和46年*月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月、郵便局又は自宅近くの農協で納付書により納付していた。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20歳になった昭和46年*月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月、郵便局又は自宅近くの農協で納付書により納付していた。」と申述しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は62か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年12月から47年3月まで

私が20歳になった昭和45年*月頃、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても町内の集金人を通じて母が父母と姉の分と一緒に納付したと思う。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった昭和45年*月頃、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても町内の集金人を通じて母が父母と姉の分と一緒に納付したと思う。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間であるが、A市は、「当市の国民年金集金制度は、36年4月から48年3月までであったが、過年度保険料の徴収は行っていなかった。」と回答している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
学生の頃から、父の経営する A 事業所（商業謄本の商号は B 社）で、手伝いをし、仕事をしていた。親は役所の人に対し、私が卒業したら、厚生年金保険に加入させると言っていたが、高校卒業後の申立期間が未加入となっているので調査して、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答により、申立人が申立期間において、A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時の保険料控除を証明する資料は無く、資格取得の届出、保険料控除、納付については不明と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の A 事業所に係る申立人の記号番号の払出年月日は、昭和 36 年 9 月 4 日と記録されていることが確認できる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の資格取得日は、いずれも昭和 36 年 9 月 1 日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）の C 営業所に D 職として昭和 48 年 9 月 30 日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が退職した日の翌日になっていない。同年 9 月分の厚生年金保険料を現金で支払った記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 48 年 9 月 30 日（日曜日）まで勤務したと主張しているところ、申立人の雇用保険の加入記録により、離職日は、同年 9 月 29 日（土曜日）となっていることが確認できる。

また、申立人は、土曜日は仕事をしたが、日曜日は原則休日だったと回答している上、当時の A 社 C 営業所長も 11 月から 3 月までの繁忙期等を除き日曜日は原則休日だったと回答している。

さらに、上記 C 営業所長は、給与計算及び社会保険事務は本社で行っていたとし、申立人が現金で支払ったとする昭和 48 年 9 月分の厚生年金保険料については、「40 年前のことはよく覚えていない。」と回答している。

加えて、当時、A 社 C 営業所に勤務していた複数の同僚が申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、B 社の事業主は、当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月1日から平成3年7月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間は継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時にA社から受託していたとするB事務所が所持する同社の被保険者台帳の得喪記録は、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録により、申立人が昭和63年1月1日にA社における被保険者資格喪失後に健康保険の任意継続被保険者となっていること、及び申立人の妻が同年同月に国民年金第3号被保険者から第1号被保険者となり、60歳到達まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、A社は、既に解散している上、事業主の所在を確認することができないことから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月25日から22年6月8日まで
昭和20年12月25日にA社（現在は、B社）に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録は22年6月8日からとなっているので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人が保管する表彰状により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の届出等について資料を保存しておらず不明であるとしている上、当該期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人が同時期に入社したと記憶する同僚については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同日の昭和22年6月8日に資格取得していることが確認できること、及び申立期間に被保険者記録のある複数の同僚に、勤務期間と被保険者期間の差異について照会したところ、複数の同僚が一致していない旨の回答をしており、このうち一人は、「入社後約6か月間はC職として勤務し、本採用となってから社会保険に加入した。」としていることから、当該事業所では、必ずしも入社後すぐに社会保険の加入手続を行っていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（千葉）厚生年金 事案 8316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 4 月 15 日まで
⑤ 昭和 42 年 8 月 28 日から同年 9 月 1 日まで
⑥ 昭和 43 年 3 月 29 日から同年 4 月 22 日まで
⑦ 昭和 43 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで
⑧ 昭和 43 年 6 月 30 日から同年 7 月 2 日まで
⑨ 昭和 44 年 6 月 30 日から同年 7 月 5 日まで
⑩ 昭和 45 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日まで
⑪ 昭和 45 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
⑫ 昭和 46 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日まで
⑬ 昭和 46 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
⑭ 昭和 47 年 4 月 28 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間について、勤務期間と船員保険の被保険者記録に相違があるため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳の記録により、当該期間のうち昭和 39 年 10 月 29 日以降の期間は「A事業所」に雇用されていたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が、船長及び 28 人の同僚と共に昭和 39 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間①に新規に被保険者資

格を取得した者は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の記録により、当該期間のうち昭和 40 年 10 月以降の期間は「B 事業所」に雇用されていたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が、船長及び 30 人の同僚と共に昭和 40 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間②に新規に被保険者資格を取得した者は見当たらない。

また、申立人は、申立期間②において、国民年金に加入し、保険料が申請免除されていることがオンライン記録及び国民年金被保険者台帳により確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人が所持する船員手帳の記録により、当該期間のうち昭和 41 年 10 月 12 日以降の期間は「B 事業所」に雇用されていたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が、船長及び 20 人の同僚と共に昭和 41 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間③に新規に被保険者資格を取得した者は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人が所持する船員手帳の記録により、当該期間のうち昭和 42 年 4 月 12 日以降の期間は C 氏所有の船舶に雇用されていたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が、24 人の同僚と共に昭和 42 年 4 月 15 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間④に新規に被保険者資格を取得した者は見当たらない。

さらに、同僚の一人は、「期間の特定はできないものの、申立人と一緒に乗船前に勤務していたが、乗船前の勤務期間は、給料はもらっていなかったと思う。」としており、そのほかに、申立人の給与からの保険料控除について供述を得ることができない。

- 5 申立期間⑤及び⑥について、申立人が所持する船員手帳の記録により、申立期間⑤のうち昭和 42 年 8 月 29 日以降の期間及び申立期間⑥のうち 43 年 3 月 29 日から同年 3 月 30 日までの期間に「D 事業所」に雇用されていたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申

立人が、昭和 42 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得し、43 年 3 月 29 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、7 人の同僚は申立人と同日に資格取得しており、申立期間⑤に新規に被保険者資格を取得した者は見当たらない。

また、申立人は、申立期間⑤及び⑥において、国民年金に加入し、保険料が申請免除されていることがオンライン記録及び国民年金被保険者台帳により確認できる。

- 6 申立期間⑦及び⑧について、申立人が所持する船員手帳の記録により、申立期間⑦及び申立期間⑧の一部に「E 事業所」に雇用されていたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が昭和 43 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 6 月 30 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、4 人の同僚は申立人と同日に資格取得し、同日に資格喪失しており、申立期間⑦に新規に被保険者資格を取得したものは見当たらない上、申立期間⑧に被保険者資格を喪失した者も見当たらない。

- 7 申立期間⑨について、申立人が所持する船員手帳の記録により、当該期間は「F 事業所」に雇用されていたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が昭和 43 年 8 月 18 日に被保険者資格を取得し、44 年 6 月 30 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、4 人の同僚は申立人と同日に資格取得し、同日に資格喪失している。

また、前記 4 人の同僚に、申立人の勤務期間や保険料控除について照会したが、回答を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間⑨において、国民年金に加入し、保険料が申請免除されていることがオンライン記録及び国民年金被保険者台帳により確認できる。

加えて、「F 事業所」に乗船し、申立人と同日付けで資格喪失している同僚 3 人は、申立人と同様に申立期間⑨に国民年金に加入し、一人は保険料を納付し、ほかの二人の同僚は申請免除ないし未納となっていることが確認できる。

- 8 申立期間⑩及び⑪について、申立人が所持する船員手帳の記録により、申立期間⑩及び申立期間⑪の一部は「G 事業所」に雇用されていたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、

申立人が昭和 45 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 6 月 29 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人を含む 10 人が申立人と同日に資格を取得し、同日に資格を喪失していることが確認できる上、申立期間⑩において被保険者記録のある者も見当たらない。

また、申立人は、申立期間⑩及び⑪において、国民年金に加入し、保険料が申請免除されていることがオンライン記録及び国民年金被保険者台帳により確認できる。

- 9 申立期間⑫及び⑬について、申立人が所持する船員手帳の記録により、申立期間⑫及び申立期間⑬の一部は「G事業所」に雇用されていたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が昭和 46 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 6 月 29 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人を含む 13 人が申立人と同日に資格を取得し、同日に資格を喪失していることが確認できる上、申立期間⑬において被保険者記録のある者も見当たらない。

また、申立人は、申立期間⑫及び⑬において、国民年金に加入し、保険料が申請免除されていることがオンライン記録及び国民年金被保険者台帳により確認できる。

- 10 申立期間⑭については、「G事業所」の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、当該期間において同船舶に係る被保険者記録のある者も見当たらない。

また、申立人は、申立期間⑭において、国民年金に加入し、保険料が申請免除されていることがオンライン記録及び国民年金被保険者台帳により確認できる。

- 11 申立期間①から⑭までについて、申立人が氏名を記憶する同僚を含む複数の同僚及び船舶所有者に文書照会を行ったが、申立人の勤務期間や給与からの保険料控除について具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①から⑭までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、船員保険法による資格取得及び喪失の届出先は厚生大臣（当時）、船員法による雇入契約の成立等の届出先は船員法施行規則により地方運輸局長等であり、届出先が異なる上、日本年金機構H事務センターは、「船員手帳の雇入日については、船員法の規定により船舶所有者に雇われた時点で運輸支局・船員法指定市町村に届出するものであり、

船員保険については、船員保険法の規定により、船舶所有者が船員を使用するに至った日を資格取得日として社会保険事務所（当時）に届出するものであることから、船員手帳と船員保険では届出先が異なっており、それぞれが別々の加入年月日で届出をした場合、加入年月日が相違するのではないかと思われる。」との回答をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑭までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。